

事務事業名 特例介護給付費等事業

出力日：令和05年04月27日

キーコード：1211

施策：	11	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-06-00
基本事業：	01	自立生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	日常生活の自立に向けた障がい者支援サービスの延べ利用者数 施設入所・入院から在宅生活へ移行した障がい者数（計画期間内累計） 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分			実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
障がい福祉サービスを受けようとする障がい者等（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び政令で定める難病である者）			<p>< 給付の内容 > 次の場合において必要と認めるときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給する。 支給決定は申請時に遡及しないが、緊急その他やむを得ず、支給決定がされる前に障がい福祉サービスを受ける場合。 指定基準は満たせないが、一定の人員、設備、運営基準を満たす事業者や施設が提供する障がい福祉サービスを、障がい者等が受けた場合。</p> <p>< 給付の手続き > 障がい者等又は保護者から市への申請。 障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、審査会の審査判定に基づき障害支援区分の認定。 障がい者等のサービス利用意向を聴取し、支給決定を行う。 障がい者等が障がい福祉サービスを利用した場合、市はその費用の9割を支給する（1割については利用者の負担。償還払いにより支給を受ける。）。</p>						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			<p>障がい者等に必要障がい福祉サービスに係る給付を行い、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような状態にする。</p>						
障がい者等に必要障がい福祉サービスに係る給付を行い、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような状態にする。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	02年度 実績	03年度 実績	04年度 当初	05年度 要求	06年度 計画	07年度 計画	目標
特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を行った者の数		人	1	1	1	1			1
5. コスト									
事業費		計	千円	68	9	30	30		
		国	千円	34	4	15	15		
		県	千円	17	2	7	7		
		地方債	千円	0		0	0		
		その他 一般	千円	0 17		0 3	0 8	0 8	
正職員人工数		人工	0.1	0.1	0.1				
正職員人件費		千円	803	792	773				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	871	801	803	30			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		支給実績は少ないが、障がい者等の支援において早急にサービスを提供するためには必要な事業である。							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし						
成果向上余地	なし								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）			改善方向性		維持	見直し	廃止	事業終了	
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）									
障害保健福祉施策は、平成15年度から導入された支援費制度により運用がなされたが、様々な弊害を含んでいたため、平成17年に障害者自立支援法が制定された。その後様々な改正を踏まえつつ平成25年に障害者総合支援法に移行している。			備考・特記事項 or 進行管理欄						